【商品概要説明書】

期日指定定期預金

[2013年1月1日現在]

1. 商品名	期日指定定期預金
2. ご利用 いただける方	個人
3. 期間	最長3年 この預金の全部または一部について、1年以上3年以下の間で満期日を自由に指定することができます。満期日の指定は、払戻(解約)申出日といたします。 預入時の申し出により最長預入期間を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いができます。 この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。なお、満期日の指定がないときは最長預入期限を満期日とします。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 1円以上300万円未満 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利	預入時に店頭に表示する預入期間別金利(1年以上2年未満、2年以上)を預入期間に 応じて適用します。
(2)利払頻度	満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	付利単位を1円として、1年を365日とする日割りにより計算します。(1年複利)
(4)課税方法	国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。
(5)金利情報の 入手方法	店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	
8. 付加できる 特約事項	自動継続扱いのものは総合口座の担保定期預金とすることにより、当座貸越を利用することができます。なお、貸越利率は担保定期預金の2年以上の約定利率に 0.5%を上乗せした利率です。 「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となるお客さまはマル優のお取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 預入期間6カ月未満の場合 : 解約日における普通預金利率 預入期間6カ月以上1年未満の場合:約定利率(2年以上の利率)×40% (小数点第3位以下切捨て)
10. その他参考 となる事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続時における普通預金利率により計算します。 この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。
11. 当行が契約 している指定 紛争解決機関	当行は、一般社団法人 全国銀行協会を利用することにより、苦情および紛争の解決 を図ります。 一般社団法人 全国銀行協会 連絡 先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

預金6 八十二銀行